

お知らせ

INFORMATION

No.2013-19
2013 年 6 月

病体生理研究所

『マンデル酸』 検査所要日数の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

さてこの度、下記項目におきまして検査委託先より、検査受託件数の急増により慢性的な報告遅延が発生しているため、労働安全衛生法に基づく健康診断が終了する 6 月末までの間、検査所要日数を変更する旨の連絡がございましたのでご案内申し上げます。

急な変更でございますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【所要日数の変更について】

変更内容〔コード〕	新	旧	備考
マンデル酸 〔12810〕	6～12 日	6～7 日	※ 遅延理由 P17

《変更日》 2013 年 6 月 3 日（月）受付分より

- ※ 労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則等が改正され、「エチルベンゼン」と「インジウム化合物」、「コバルト及びその無機化合物」の 3 つの化学物質が規制対象に追加されました。これらを取り扱う労働者の健康と安全を確保するための対策として、化学物質に応じた検査項目の健康診断を定期的実施することが義務付けられました。
- ※ これによる検体増加のため報告遅延となります。

以上